



公式通達

2017年ライオンズ国際大会 米国イリノイ州シカゴ

以下の国際付則改正案が
2017年国際大会において提出され、代議員による票決の対象となります。

第1項：国際大会公式通達の規定を改め、公式通達をより早い時期に告示できるよう、国際大会開催60日前の交付を認める改正案。*(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)*

下記の改正案を承認すべきか？

2017～2018年度より、国際付則第6条第2項を、「40日」とある文言を削除し「60日」との文言に差し替えることにより、改正する。

第2項：理事会構成に関して最近行われた国際会則改正に整合させるための改正案*(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)*

下記の改正案を承認すべきか？

2017～2018年度より、国際付則第2条第5項を、「14人の」とある文言を削除することにより、改正する。

第3項：同一地区に所属する国際理事と執行役員が同時に国際理事会のメンバーを務めることを認める改正案。*(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)*

下記の改正案を承認すべきか？

国際付則第2条第5項(c)を、「並びに理事」とある文言を削除することにより、改正する。

第4項：国際役員候補者推薦の有効期間を、推薦に続く2回の国際大会から3回の国際大会に変更するとともに、国際理事候補者については、最初の推薦有効期間に選出されず、その後再度推薦を求める場合には、3年の期間を空けることを必要とし、また、国際副会長候補者については、連続2回まで認められる推薦有効期間に選出されず、その後再度推薦を求める場合には、3年の期間を空けることを必要とする改正案。*(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)*

国際付則第2条第4項(a)の二つ目の文節を、推薦の有効期間を推薦に続く2回の国際大会から3回に変更するべく、「2回」とある文言を削除し「3回」との文言に差し替えることにより、改正する。

さらに、国際付則第2条第4項を、(c)として下記を新たに加えることにより、改正する。

国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効であり、連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。